

公 安 委 員 会 報 告 資 料	令和6年度留置施設に対する実地監査の実施 結果等について	令和7年4月30日 留 置 管 理 課
----------------------	---------------------------------	------------------------

1 実地監査

刑事収容施設法第18条に基づき、指名された監査員が、各留置施設について毎年1回以上、実地に視察して、留置施設の管理運営、被留置者の処遇、護送業務の実施状況等について必要な指導を行うもの

2 実地監査の実施施設・実施日

番号	留置施設名	監査実施日	番号	留置施設名	監査実施日
1	鹿児島中央留置施設	10月29日	8	伊佐湧水警察署	7月23日
2	鹿児島西留置施設	12月20日	9	種子島警察署	10月15日
3	鹿児島南留置施設	12月18日	10	屋久島警察署	10月16日
4	薩摩川内警察署	9月27日	11	瀬戸内警察署	11月12日
5	始良警察署	9月5日	12	奄美警察署	11月13日
6	霧島警察署	7月31日	13	徳之島警察署	11月7日
7	鹿屋警察署	8月21日	14	沖永良部警察署	11月6日

3 実地監査の結果

- (1) 被留置者の健康状態を詳細に確認するなど、各施設において、適正な施設の管理運営を図るために創意工夫を凝らした取組を推進している。
- (2) 任用明けの留置担当官を希望する部門に配置するなど、担当官の士気高揚を図るための取組を推進している。
- (3) 職務遂行に係る関係法令や内規を十分に理解していない留置担当官に対する教養の充実を図ることが必要である。
- (4) 各施設の運営上の課題や現場担当官の要望等を踏まえ、本部担当課主導で、更なる業務の改善、合理化・効率化や担当官の良好な勤務環境の構築を進めていく必要がある。

4 その他

留置管理業務に係る技能指導官が、実地監査実施時に、現場担当官に対して関係法令、内規等に関する教養を行ったほか、居室内で暴れる被留置者への対応等、具体的な事例を想定した実戦的訓練を実施し、訓練を通じて必要な指導を行った。